

○長門市立図書館無線 LAN 利用に関する要綱

(平成 26 年 8 月 1 日教育委員会告示第 10 号)

改正 平成 27 年 7 月 1 日教育委員会告示第 11 号 令和 7 年 10 月 20 日教育委員会告示第一号
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長門市立図書館本館及びゆや分館（以下「図書館」という。）において、図書館利用者が学習又は調査研究等を効率よく実施するために本市が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）を利用する事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の目的)

第 2 条 図書館利用者は、無線 LAN 機能を搭載した電子機器（以下「持ち込み機器」という。）を持ち込み、学習又は調査研究等の目的で無線 LAN を利用することができる。

(利用場所、利用時間、利用料金及び持ち込み機器の制限)

第 3 条 無線 LAN を利用することができる場所は、本館にあっては、開架書庫、対面朗読室、おはなしのへや、研修室及び視聴覚室とし、ゆや分館にあっては、指定された閲覧席とする。ただし、本館視聴覚室は特別な場合に限り利用することができるものとする。

2 無線 LAN を利用できる時間は、各図書館の開館時間に準ずる。

3 無線 LAN の利用は無料とする。

4 無線 LAN 利用者が使用できる持ち込み機器は、ノート型パーソナルコンピュータ又は携帯情報端末とする。

また、持ち込み機器の音量はオフにして使用しなければならない。ただし、ヘッドホン又はイヤホン等を使用する場合は、この限りでない。

(利用の手続き及び持ち込み機器の設定)

第 4 条 無線 LAN の利用を希望する者は、カウンターで利用カードを提示し、パスワード記載カード（別記様式第 1 号）を受け取る。

2 利用カードを提示できない者は、インターネット利用申込書（別記様式第 2 号）に必要事項を記入の上、本人確認書類を提示してパスワード記載カードを受け取る。

3 無線 LAN 利用者は、パスワードを持ち込み機器に入力し、無線 LAN を利用する。

- 4 無線 LAN 利用者は、無線 LAN の利用が終了した時は、パスワード記載カードをカウンターに返却しなければならない。
- 5 図書館は、パスワード使用履歴を記録するものとする。
- 6 接続の設定等は、無線 LAN 利用者自身で行うこととし、図書館職員は関与しない。

(遵守事項及び禁止事項)

第 5 条 利用者は、持ち込み機器の使用において、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者、本市の著作権若しくはその他の権利を侵害する行為
又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他の利用者、第三者、本市の財産若しくはプライバシー権を侵害する行為
又は侵害するおそれのある行為
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、他の利用者、本市に不利益損害を与える行為
又はおそれのある行為
- (4) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する
情報を提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはそのおそれのある行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、インターネットを通じて、
又はインターネットに関連して使用し、又は提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引取引その他の目的で特定又は不
特定多数に大量のメールを送信する行為
- (11) ファイル共有ソフトの使用及び著しく大量なデータの通信
- (12) ゲーム・電子商取引等公共の施設では相応しくない行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、又は違反するおそれのある
行為

- 3 前項各号に該当する利用者の行為によって本市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(利用の停止及び利用の休止)

第6条 長門市立図書館長（以下「館長」という。）は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 前条で禁止する事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本要綱に違反した場合
- (3) その他利用者として不適当であると館長が判断した場合

2 館長は、次のいずれかに該当する場合は、無線 LAN の利用を休止することができる。

- (1) システムに係る機器又はネットワークの障害その他のやむを得ない事由がある場合
- (2) システムの保守又は工事を行う場合
- (3) その他図書館の運営上、一時的な中断が必要であると判断した場合

(利用者の責任)

第7条 持ち込み機器については、利用者の責任において管理し、図書館は、その紛失又は破損等について一切の責任を負わない。

(免責)

第8条 本市は、無線 LAN のサービスの内容及び利用者が無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線 LAN サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者の持ち込み機器のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他無線 LAN に関連して発生した利用者の損害について、本市は一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 無線 LAN への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。無線 LAN 接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Web ブラウザ等によ

って、無線 LAN を利用できない場合があっても、本市は一切責任を負わないものとする。

- 5 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- 6 本市は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定の Web サイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(告示の変更)

第 9 条 館長は、利用者に予告なくこの告示を改正することができる。

附 則

この要綱は平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日教育委員会告示第 11 号)

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 10 月 20 日教育委員会告示第--号)

この教育委員会告示は、令和 7 年 10 月 20 日から施行する。